

ふ

れ

あ

い

少女バレーボール大会。ママさんバレーと共に人気のあるスポーツで、最近では実力もかなりのもの。アタックにレシーブにとい動きをみせ、観戦しているお父さん、お母さんと思わず力が入ります。(関連記事4P)

わたしたちの一票が

喜しを守る



投票日
 福岡県知事 選挙 4月10日
 県議会議員 選挙 4月24日
 町議会議員選挙 4月24日

福岡県知事及び福岡県議会議員選挙が四月十日行われます。

また、四月二十四日は岡垣町議会議員選挙の投票日です。

選挙は、わたしたちの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は喜しをよくするための貴重な「意志表示」です。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じましょう。

選挙人名簿に

のっていますか

投票するためには、選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿は、住民基本台帳に登録されている人について、その

登録の対象者

県知事選挙

昭和三十八年四月十一日までに生まれた人で、昭和五十七年十二月十四日までに転入届をし、引き続き三カ月以上住民基本台帳に登録されている人。

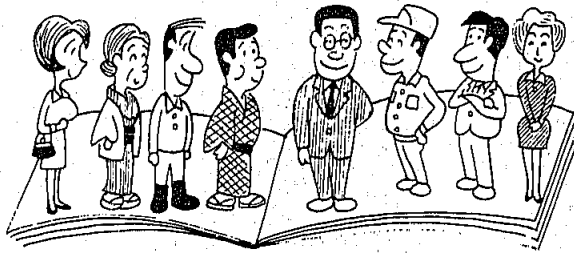
県議会議員選挙

昭和三十八年四月十一日までに生まれた人で、昭和五十七年十二月二十七日までに転入届をし、引き続き三カ月以上住民基本台帳に登録されている人。

町議会議員選挙

昭和三十八年四月二十五日までに生まれた人で、昭和五十八年一月十五日までに転入届をし、引き続き三カ月以上住民基本台帳に登録されている人。

この名簿は、選挙の前に一定の期間、一般に公開されます。



万一、登録がもれている場合は、補正登録をすることができます。

県知事選及び

県議選での注意

選挙権を有するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。しかし、県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市区町村に住居を移したために、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合があります。

このような場合、次の手続きによって投票することができます。

選挙当日に旧住所地(名簿登録地)で投票する場合

新住所地の市区町村から、引き続き県内に住所を有する旨の証明書の交付を受け、その証明書を四月十日の当日、旧住所地(名簿登録地)の投票所受付に提示して投票することができます。

不在者投票

○旧住所地(名簿登録地)の選挙管理委員会でする場合
 この場合も、引き続き県内に住所を有する旨の証明が必要で

この証明書を旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に提出し、「不在者投票請求書・宣誓書」に署名押印して不在者投票をすることができます。

○新住所地の選挙管理委員会でする場合

目の疲れ



年度がわりー毎年四月から五月にかけて、目の疲れを訴える人がふえてきます。新入社や新入学などによる生活環境の変化にともなう現象です。目に疲れを感じたら無理をしないことが第一です。

目の酷使は禁物

目のふちがびりびり痛いか、目がかすむとか、急に視力が劣えたりする場合は、専門医の診察を受け原因を突きとめて治療することが大切です。原因としては目の使い過ぎによることもあり、また、睡眠不足や心身の疲れがたまって

長時間、目を酷使している人は、目を閉じて、時々休憩をとりましょう。また、目が疲れたときは、むしタオルで目を湿布することも手軽で簡単な方法です。夜は早く床につき睡眠を十分とりましょう。

▽休養と気分転換を
 通勤ラッシュや遅刻をしまいと不安、心身の緊張や圧迫

証明書と「不在者投票請求書・宣誓書」とを封筒に入れて、旧住所地の選挙管理委員会に送付し、投票用紙等を請求します。投票用紙等が送付されてきたら、何も書かずに新住所地の選挙管理委員会に持って行き、そこで投票することができません。

注：県知事選挙・県議会議員選挙で県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、投票当日までに県外に転出した場合は失格者となり、投票することができません。また、その人が不在者投票を行っていてもその投票は無効となります。

県外に転出される方は、注意してください。



選挙当日に

投票ができない人は！

投票は、投票日に、有権者が投票所に行つて、自分で投票するのが原則です。しかし、やむを得ない特別の事情によって投票日に自分で投票できない人のために、不在者投票制度があります。

「やむを得ない事情」とは、たとえば次のような場合です。

◎選挙人（有権者）が、自分の投票区の区域外で職務に従事中である場合（出張など）。

◎選挙人が、やむを得ない用務や事故のため、自分の投票区のある市町村の区域外に旅行中または滞在中の場合（新婚旅行など）。

◎選挙人が病気や負傷、妊娠、老衰などのため歩くことが困難な場合。

◎交通が著しく不便な一定の地域に住んでいる場合や滞在中の場合。

合、あるいは職務に従事中の場合。

これらの人は、告示の日から投票日の前日までの間に、不在者投票をすることができません。

不在者投票をする場合は、印鑑と身分を証明するものを岡垣町役場内選挙管理委員会へ持参してください。

不在者投票期間

県知事選挙 三月十六日から四月九日まで

県議会議員選挙 三月二十九日から四月九日まで

町議会議員選挙 四月十七日から四月二十三日まで

投票所及び

開票所の場所

第一投票所 中央公民館

第二投票所 西部公民館

第三投票所 山田小学校講堂

第四投票所 戸切小学校講堂

第五投票所 東部公民館

第六投票所 海老津小学校講堂

開票所（即日開票） 中央公民館大集会室

選挙について詳しくは、役場内選挙管理委員会事務局（☎282局1211）へお問い合わせください。

こんな選挙運動は違反です

飲食物の提供

特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義であっても禁止されています。たとえば、候補者が選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えたり、第三者が陣中見舞として候補者に酒や料理を提供することは、禁止されています。

ただし、お茶や菓子を出すのはこの限りではありません。

戸別訪問
有権者の家をたずねて投票を依頼したり、または投票をさせないよう依頼するような行為はすべて禁止されています。

署名運動
ある特定の候補者のために、投票依頼の署名を集めることはもちろん、〇〇さんに投票しないという趣旨の署名を集めることもできません。

氣勢を張る行為
有権者の注目を集めるために自動車をつらねたり、隊列を組んで往来したり、選挙運動のための氣勢を張る行為は禁止されています。

候補者以外の者が開く演説会
選挙運動のための演説会の開催は、選挙管理委員会が行う立会演説会及び候補者自身が行う個人演説会以外は、認められていません。

・刺激など、新しい環境に慣れないために起きるストレスで頭痛をとまなう目の疲労が起きることがあります。休憩をとると同時に、趣味や軽い運動で気分転換をはかりましょう。リラックスした状態を保つて、神経をのみほぐすのです。

▽めがねの再調整を
近視や乱視、老眼などが進み、めがねが合わなくなっているために疲れるケースも少なくありません。専門医の診察を受けましょう。

戸籍謄本などの

交付手数料が改正

役場町民課の窓口で発行している戸籍謄本・抄本などの証明書の交付手数料が、四月一日から次のように改正されました。

戸籍謄本・抄本 三百円

除籍謄本・抄本 五百円

その他、戸籍に関する証明書交付手数料が百円～二百円の幅で改正されました。



町のわたい

少女バレーボール大会

山田アタッカーズが

初優勝

第三回岡垣町長旗争奪少女バレーボール大会が、三月六日、町民体育館で開催されました。

少女バレーも発足当時は人気の方が先行きみでしたが、最近は大変力もついてきて鋭いサーブ、スパイク、そしてレシーブなどに好評が現れました。

会場には、町内五チーム、八十人が集まり、二年連続優勝した吉木クラブAから優勝旗の返還が行われ試合が始まりました。

九人制で五チーム総当り。練習をつんできた各チームとも、攻撃型と守り型とに個性ができています。

底冷えのする体育館も、試合が進むにつれて選手の熱気でムンムンしてきます。応援につめかけたお父さん、お母さんからもさかなな声援が送られていました。

試合は、山田アタッカーズが初戦で吉木クラブAを敗り勢いを



けて、四戦全勝で初優勝しました。

三年連続を目指した吉木クラブAは二位に終わりました。

優勝山田アタッカーズ 2位吉木クラブA 3位吉木クラブB

先に行われた青年バレーボール大会は六チームが参加しました。

優勝決定戦で吉木同好会と津ウエーブが激しい戦いを演じ、二対

一で吉木同好会が優勝しました。

年一回のご開帳
馬頭観音座像



海蔵寺(内)

浦)の本尊「馬頭観音座像」のご開帳が二月ありました。

馬頭観音座像は、県指定有形文化財になっていて、毎年多くの参拝客でにぎわいますが、今年はいにくの雨でいつになくひっそりとしたご開帳となりました。

この像は寄木造りで高さ六十三cmの立膝、三つの顔と六体の腕を持ち、頭上には馬像を頂いていま

す。一見すると異様に見えるこの像も、人びとの心の中に潜む恨み、怒り、憎しみを取り払ってくれるとか。

作られたのは室町末期で、作者は行基と伝えられています。現在は年一回ですが、昔は五十年に一回しか開帳されず「住職の許可なく本尊をおがむと目が見えなくなったり、頭がぐるぐるりする」と言われていました。この日を過ぎると、また長い眠りにつきます。

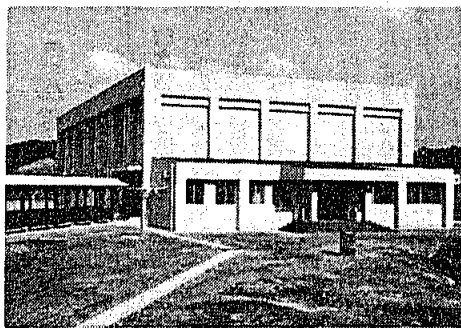
東中学校

体育館が完成

待ち望まれていた岡垣東中学校体育館が、二月の終り完成しました。鉄筋コンクリート造り平家建て(一部二階建て)で、総事業費一億四千万円。体育室の他にステ

ージ、控室、更衣室、便所などが完備されています。

これで、天候に関係なく子供たちはのびのびと運動できます。



牛乳料理の定着を

わが国では、カルシウムは依然として摂取不足の栄養素の一つとしてあげられています。成長期の子供だけでなく更年期以降の婦人は特に摂ってほしいものです。

年をとるとカルシウムの吸収が悪くなる一方、骨からどんどん抜けていきます。これが骨の老化や骨折につながるようです。特に更年期以降の女性にこの傾向が強く、骨そしょう症や関節炎が男性に比べて多くなります。カルシウムの給源として牛乳を一日に二本くらいは是非摂りたいところですが、実際には一本どころか全く摂らないという人も多いようです。

牛乳を使った料理は、ごはんにも相性がよいので牛乳やスキムミルクをどしどし使ってください。カレーライスやシチューなどに入れて、カルシウム不足を解消しましょう。チキンフリカッセ

材料(五人分)

鳥胸又はもも肉三百〜四百g 塩小さじ一杯 サラダ油大さじ二杯 料理酒又はワイン大さじ四杯 マッシュルーム小一缶又は生しいたけ スープ三カップ(固

お年寄り熱戦 囲碁、将棋大会

六十歳以上のお年寄りを対象に、岡垣町囲碁将棋大会（町社会福祉



協議会主催）が三月十日、乳産症で行われました。囲碁二十四人、将棋二十人が参加しました。

日ごろの打ち友達も、この日はばかりは盤上の敵。一手、一局に力が入ります。九時から始まった

大会も中食をはさみ、三時ごろまで延々と熱のこもった戦いを繰り広げました。成績はつぎのとおりです。（敬称略）

- 将棋
- 優勝 田中晃二（東黒山）
 - 2位 魚住善蔵（高陽）
 - 囲碁（Aパート）
 - 優勝 高村正一（南山田）
 - 2位 万治小四郎（新松原）
 - 囲碁（Bパート）
 - 優勝 和田武司（山田）
 - 2位 麻生清茂（東海老津）

求 人

岡垣クリーンセンター
職種 男子作業員及び女子集金人（若干名）
資格 二十八歳〜四十歳

待遇 賞与年二回 各種保険制度あり

詳しくは、クリーンセンター（☎282局5530）へ。

芦屋更生企業株式会社

職種 解体作業員（三名）
資格 十九歳〜四十五歳 普通免許所有者
待遇 各種保険制度・退職金制度あり
詳しくは、更生企業（☎282局0555）へ。

みんなの健康法

安産と難産 六

問一 妊娠に減塩食の必要なことは分かりましたが、肥満症にならないためには、外にどんな事に注意したらよいでしょうか。

答 食事を低カロリー（熱量）にすることで。現在、食品の栄養価をカロリーで表す約束になっていきます。その人に必要なカロリーは体重と作業の質によ

って計算されます。

問二 カロリー値というのは学的なものでしょうか、よく分かりませんが、よく分かりますか。外に方法はありますか。

答 東洋には腹八分と言うよい言葉があります。大ざっぱなようですが、よく実態を表した表現です。細かく計算して数値を上げる西洋医学より、東洋医学や漢方医学の方が日本人には性に合うようです。

問三 腹八分で赤ちゃんに栄養が充分足りるでしょうか。

答 充分です。前回申しました

ように、妊婦も赤ちゃんも月が進むにつれて栄養を貯蔵する力が多くなってくるから大丈夫です。それよりも、よくかむことが必要です。胃腸科の先生は五十回かむことをすすめています。五十回かむと食物はどんなものでも液状になります。

問四 五十回かむと、どんな効用がありますか。

答 まず、だ液がよく交って消化吸収が百％です。一方、口筋（口の周囲の筋肉）の運動によりだ液腺のホルモンや胃腸の消化酵素もよく分泌され、さらに小腸大腸の

忘れずに納めましょう		納期	税目	期別
四月	固定資産税	1	軽自動車税	全
五月	国民健康保険税	1		
六月	町県民税	1		
七月	固定資産税	2		
八月	国民健康保険税	2		
九月	町県民税	2		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康保険税	3		
十一月	町県民税	3		
十二月	固定資産税	4		
一月	国民健康保険税	4		
二月	町県民税	4		
三月	固定資産税	5		
四月	国民健康保険税	5		
五月	町県民税	5		
六月	固定資産税	6		
七月	国民健康保険税	6		
八月	町県民税	6		
九月	固定資産税	7		
十月	国民健康保険税	7		
十一月	町県民税	7		
十二月	固定資産税	8		
一月	国民健康保険税	8		
二月	町県民税	8		
三月	固定資産税	9		
四月	国民健康保険税	9		
五月	町県民税	9		
六月	固定資産税	10		
七月	国民健康保険税	10		
八月	町県民税	10		
九月	固定資産税	11		
十月	国民健康保険税	11		
十一月	町県民税	11		
十二月	固定資産税	12		
一月	国民健康保険税	12		
二月	町県民税	12		
三月	固定資産税	1		
四月	国民健康保険税	1		
五月	町県民税	1		
六月	固定資産税	2		
七月	国民健康保険税	2		
八月	町県民税	2		
九月	固定資産税	3		
十月	国民健康			

岡垣小史

昔の災害 ①

享保十七年の災害

福岡県の昔の災害を書く。「黒田新家譜」によると、

享保十七年(一七三二年)

八代徳川吉宗の時代、春から雨が
多く小麦も半ばは腐れ、その
後も雨は降り止まず、しばしば
洪水もあり、稲の苗は流れ或いは
腐れ、稲の葉虫・茎虫が発生して
國中の田は悉く虫害にあう。四国、
中国も同様。また春ごろより九州
に狂犬が多く、その被害も甚しく
死人も出た。秋の頃から牛馬に悪
病が流行して斃れるもの多し。

それで筑前藩は、田島の損害三
十九万六千五百七十余石、収穫高
十七万四千二百六十八石余と幕府
に届けた」と。

「福岡県史」には、享保十七
年春ごろより天候不順で、九州・
中国・四国に夏ごろから蝗が発生
し、田の収穫皆無。九月から九州
四国等に餓死者おびたし。筑前
藩の総人口三十一万一千八百四十
八人だったが、筑前藩で十万余人
餓死したとあるから、約三分の一
の人口を失ったことになる」と。
元岡村

筑前国志摩郡(今の糸島郡)元
岡村(享保二年の人口等は、男四
百十七人、女三百四十四人、計七

百六十一人、戸数百三十三戸、牛
馬数八十三頭)、大庄屋浜地利兵
衛の手記「享保十七年大變記」に
よると、

二月、雨が再々降り、犬が非
常にさわがしく、はしか犬といっ
た。人または牛馬にかみつぎ、四
五日、十日、二十日のうちに人馬
とも死んだ。犬熱病といった。

六月下旬頃よりこの辺も虫害が
出、稲はだんだん腐れだした。こ
れには鯨油一合内外を入れ、掃き
落すとよいというのでそうした。

七月始めから牛馬に急病が出、
八、九月に村々で多く死ぬ。元岡
村でも五十頭死ぬ。海辺の村々は
死ぬのが少なく、内陸部の村々の
牛馬は殆んど残らず死んだ。熱病
とみえ、のど或いはむながい下が
はれて、馬医の治療でもよくなら
なかった。

七月十日頃から稲の虫害ひどく、
十三、四日にかけて、田んぼの水は
赤くなり、醬油の色より赤く、稲
は残らず腐ってしまった。

八月、内陸部の村々から飢え人
が出はじめ、博多・福岡に物も
らいに出る。夜は大門や御馬屋
などに寄り集った。

十一月、飢餓人はいよいよふえ、
鍋釜・衣類・家財を売り払ったが、
道路に行き例れ、死ぬ者多し。盗
人も多くなる」と。

そして、代用食品として、そば
花、大豆の葉、粃荒ぬか、たにし、
つみな、丸すけの根、ひしの実、

かしのみ、わらび、ところ、ひじ
き、じゆす藻、かなも等をあげ、
その調理法も示している。

元岡村の餓死人
享保十七年志摩郡の総人口一万
八千六十四人。うち三千八百人が
十七年の冬、十八年の春夏にかけ
て餓死した。

このように餓死者が多いため、
墓地まで送葬することも出来ず、
薦藁等に包んで屋敷屋敷の角など
に埋めた。とりあげもできな
い者は村中共同でしたが、行き倒
れ等が道路に骸骨をさらしていた
と、福岡県史はしるしている。

「福岡秘要録」によると
袖乞
「稲はすべて腐ってしまったの
で、享保十七年七月十六日から村
々の住人は五人・十人と連れだっ
て、福岡屋敷屋敷又は博多市中を
徘徊して袖乞をする。

今年には収穫皆無と考えられる上
に、ほかに命をつなぐ方策も見当
らないので、みんな覚悟をするよ
う村々の庄屋からふれがあった。
それで割合裕福な家の妻女なども
連れ立って物貰いに出た。貧乏人
はとび上らんばかりに驚き騒いで、
小さい子の手を引き、年とつたば
あさんの腰をおさえて通りに出た
ので、その騒々しいことは、丁度
祇園や放生会の時、通路に入の波
が出来たのと同じであった。」

長畑

人権問題を 考えよう

(1) 人権教育の基本

教育基本法第一条には、次のよ
うに述べられています。

「教育は、人格の完成をめざし、
平和的な国家及び社会の形成者と
して、真理と正義を愛し、個人の
価値をたつとび、勤労と責任を重
んじ、自主的精神に充ちた心身と
もに健康な国民の育成を期して行
われなければならない。」

これは、日本国憲法に示されて
いる民主主義の理念を実現するた
めの教育の目的と目標を明示した
ものです。

また、同和教育は、人権教育の
一環として「法の下での平等の原則」

に基づき、社会の中に根強く残っ
ている不合理な部落差別をなくし、
人権尊重の精神を推し進めること
を主な課題としています。

このように、同利問題解決は、
民主主義実現のため避けることの
できない国民的課題なのです。

人権尊重の精神を生活の中に生
かし、「差別のないよりよい社会」
の実現が社会生活の基本であるこ
とを認識し、同利地区の有無にか
かわらず、同利問題が一日も早く
解決することが人権教育の基本で
す。

「すべての国民は、法の下に平等
であって、人種、信条、性別、社
会的身分、又は門地により、政治
的、経済的、又は社会的関係にお
いて、差別されない」

日本国憲法 第14条第1項より

心配ごと・人権相談



日時 4月8日・22日

13時30分～15時

場所 東部公民館

確定申告を間違えたとき

修正申告・更正の 請求などができます

確定申告も終わり、ホッととして申告書を眺めていたら、計算間違いを発見！

このように、申告書を提出したあとで、計算間違いなど申告内容の間違いを見つけたときは、それを訂正することができます。

△税額を少なく 申告していたとき▽

申告した税額が少なかったことを、申告後に気付いたときは、「修正申告」をしてください。

修正申告は、税務署から「更正」（税務署の調査により、新たに納める税額が通知される）を受けるまでは、いつでもできます。しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたらすると新たに納める税額のほかに、その税額の5%の過少申告加算税がかかります。

ただし、調査を受ける前に自主的に修正申告した場合は、過少申告加算税はかかりません。修正申告によって納めることとなる税金は、申告書を提出する日に納めることになっています。

△税額を多く 申告していたとき▽

申告した税額が多かったことを、申告後に気付いたときは「更生の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間。ですから昭和五十七年分の更生の請求ができるのは、昭和五十九年の三月十五日までです。

更生の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

△確定申告を 忘れていたとき▽

確定申告をしなればならない人が申告を忘れていたときは、「期限後申告」をしてください。この期限後申告は税務署から「決定」（税務署の調査により、納める税額が通知される）を受けるまではいつでもできます。

しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。それは「修正申告」の場合と同様で、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、納める税額のほかに、その税額の10%の無申告加算税がかかるからです。ただし、調査を受ける前に申告をした場合は、無申告加算税は

5%で済みます。期限後申告によって納めることとなる税金は、期限後申告書を提出する日に納めなければなりません。

修正申告や期限後申告、更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。手続きなど分からない点は、若松税務署（〒761-1局2536）へご相談ください。



うそ

子供の「うそ」には、大人の場合と違って、無意識に「気持ちの上ではごく自然に言っている場合があります。」「うちのお父さんは、アフリカに猛獣狩りに行ったんだ。ゾウを捕まえてきたよ」話が高じてくると、夢と現実の区別がつかなくなってしまう。

また、他人の注意を引こうとして、すぐ分かるような「うそ」をつく子供もいます。痛くもな

いのに「おなかが痛い」と言っても親にかまってもらおうとするような場合がそれです。こういう子供には、まだ「うそ」に対する罪悪感がありませんから一方的にしかりつけるのは考えものです。「うそ」をついていると、やがて本当のことを話しても信じてもらえなくなるなど、よく話して聞かせるのがよいでしょう。

一方、しかられるのを恐れてつく自己防衛的な「うそ」や、その場のなりゆきからみえを張ってつく「意識的なうそ」があります。手あつた？ ーあつたよともあれ、他人が迷惑をこうむ

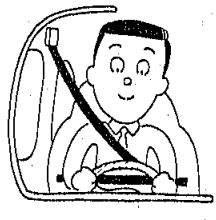
模範運転手を 募集します

募集期間

粗暴運転・めいわく交通追放県民運動の活動の一つとして、福岡県警察では交通安全に協力していただける模範運転手を募集しています。

希望者は、折尾警察署交通課に申し込んでください。

募集期間
四月一日～三十日まで
応募資格
○決った四輪車をいつも運転している人
○過去三年以上無事故無違反の



模範運転期間は五月一日から来年の二月二十九日までで、この期間中は必ずシートベルトを着用するなどの安全運転を心掛けてもらいます。期間経過後、無事故・無違反のときは、警察署長から表彰されます。

詳しくは、折尾警察署（〒691-1局0331内線261）へお問い合わせください。

4月の主な行事

期日	行事	場所
1日(金)	三種混合 (13時30分)	中央公民館
3日(日)	軟式野球春季大会 (10日・17日・24日)	町民グラウンド
4日(月)	幼児相談 (13時30分)	中央公民館
10日(日)	城山登山及び総会	
12日(火)	乳児検診 (13時30分)	中央公民館
14日(木)	一般検診 (10時) (13時30分)	中央公民館 西部公民館
18日(月)	定期検便(13時)対象は、学校や 飲食店等の調理にたずさわる人	東部公民館
21日(木)	宝満山登山(天宰府史跡めぐり)	
22日(金)	三種混合 (13時30分)	中央公民館
24日(日)	弓道教室開講射会	弓道場
29日(金)	少年相撲大会	グラウンド 相撲場

(期日は変更されることがあります)

○重度の心身障害のために、
○重度の身体上の障害等のために、日常生活を営むのに支障がある者。
○重度の心身障害者のために、日常生活を営むのに支障がある者。
○老衰、心身の障害、傷病等の理由により臥床していて、日常生活を営むのに支障があるおおむね六十五歳以上のお年寄り。
○重度の身体上の障害等のために、日常生活を営むのに支障がある者。
○老衰、心身の障害、傷病等の理由により臥床していて、日常生活を営むのに支障があるおおむね六十五歳以上のお年寄り。

日常生活を営むのに支障がある児童(十八歳以上の精神薄弱者及び重症心身障害者を含む)。
サービス内容
(1)家事の世話 (2)衣類の洗濯、補修 (3)住居等の掃除、整理整頓 (4)身の回りの世話 (5)生活必需品の買物 (6)医療機関等の連絡、通院介助 (7)各種援助制度の適用についての相談及び助言指導 (8)生活及び身の上に関する相談 (9)その他必要な家事や介護及び相談や助言指導
ヘルパー派遣の申出者は、原則として該当する世帯の生計中心者です。なお、派遣を受けた場合は、別表に定める費用負担があります。

身障者の巡回相談
選賀福祉事務所では、昭和五十八年度身体障害者の巡回相談を行いますので、ご利用ください。
日時 四月二十八日(木) 午前
十時～午後三時まで
場所 選賀町中央公民館(選賀町役場横)
対象者 身体障害者手帳所持者及び戦傷病者で、次の相談内容のいずれかに該当し相談の必要がある場合、又は身体に機能的な障害を持ち、身障手帳の交付を受けようとする人。
①補装具の交付又は修理の要否判定処分と適合判定
②更正医療給付要否の判定
③身体障害者更生援護施設その他福祉施設への入所指導

家庭奉仕員派遣の費用負担基準

利用者の区分	利用者負担額(1時間当り)
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0
B 生活中心者が前年所得非課税の世帯	0
C 生活中心者の前年所得税課税年額が3万円未満の世帯	290円
D 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以上の世帯	580円

ホームヘルパーの派遣
実施内容が変わりました。
今までは、家庭奉仕員(ホームヘルパー)の派遣対象を所得税非課税世帯に限定していましたが、四月一日からは所得税課税世帯に對しても派遣できるようにになりました。これは、多様な利用者の要求に対応すると共に、臨時的な介護にも対処できるようにしたものです。
新しい実施内容は次の通りです。
派遣対象者
○老衰、心身の障害、傷病等の理由により臥床していて、日常生活を営むのに支障があるおおむね六十五歳以上のお年寄り。
○重度の身体上の障害等のために、日常生活を営むのに支障がある者。
○老衰、心身の障害、傷病等の理由により臥床していて、日常生活を営むのに支障があるおおむね六十五歳以上のお年寄り。

国民年金
有利で便利な保険料前納
国民年金の保険料は、定額保険料と付加保険料とがありますが、いずれも4月分から翌年3月分までの1年分をまとめて前納すると年5分5厘の利率による複利現価法で割り引きされます。
定額保険料を毎月納めた場合(年間) 69,960円
4月に1年前納した場合(年間) 68,270円
付加保険料を毎月納めた場合(年間) 4,800円
4月に1年前納した場合(年間) 4,680円
保険料の前納は、月々または年何回かに分けて納付する面倒や手間がかかりません。ご利用ください。
※4月からの1年間前納は、4月30日が納付期限です。

人口のうごき
2月末…()内は前年比
27,119人 (+706)
男 14,133人
女 12,986人
7,912世帯 (+297)

寄付お礼
次の方から香典返しとしてご寄付がありました。あつくお礼申し上げます。(敬称略)
○社会福祉協議会へ
入江信夫(吉木) 柴田宜夫(百合ヶ丘) 辻村義男(大阪) 松尾清春(三吉) 米田忠藏(吉木) 大村勝彦(高倉) 木原伸子(海老津)
下藤正男(西高陽) 秋武義人(山田) 石田幸弘(上戸切) 小野辰雄(東黒山)
○老人クラブ奉会へ
秋武義人(山田) 柴田宜夫(百合ヶ丘) 辻村義男(大阪) 市) 松尾清春(三吉) 米田忠藏(吉木) 大村勝彦(高倉)
④身障手帳交付に関する判定
⑤その他更生相談に関すること
詳しくは、役場福祉課(282局1211)へ。